

幼

# 児教育・ 保育の無償化

○ 認定こども園利用者向け



令和2年(2020年)9月  
越谷市

# 幼児教育・保育の無償化とは

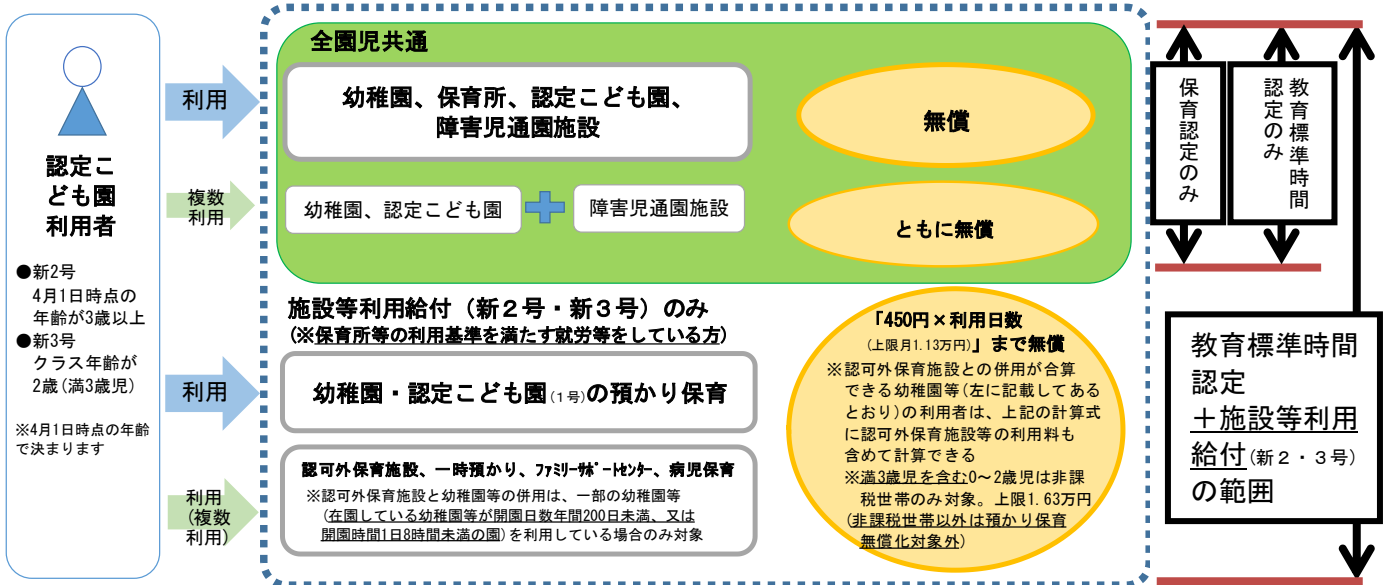
## 1 幼児教育・保育の無償化のねらい

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などを踏まえ、「子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。」との政府の方針のもと、令和元年(2019年)10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始となりました。

## 2 施設等利用給付とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。

認定こども園の場合、教育標準時間認定・保育認定ともに基本の保育料は既存の「子ども・子育て支援制度」で対応します。教育標準時間認定の方で「預かり保育」の給付を受けるためには、「施設等利用給付認定」を受けていただきます。



※新3号認定は、0～2歳児(幼稚園の満3歳児含む)で、かつ市民税非課税世帯であることが条件となります。

## 3 施設等利用給付の「新2号・新3号」の基準(保育所等の利用基準)

保育所等の利用基準と同様に、保護者(父母)に次のいずれかの事由があり、常時(月64時間以上(目安:週4日以上かつ1日4時間以上))保育が必要な状態にあることが必要です。

保育が必要な事由		認定期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む(内職は条件有) ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。	最長で就学前まで
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合 (就労内定を含む)	3か月 ※期限内に勤務証明書が提出された場合は、就労に変更 産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末 (翌年度5歳児の場合は、就学前まで)
育 児 休 業 取 得 中 の 継 続 利 用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ※育児休業取得中に認可外保育施設等の利用を開始した場合は該当しません。	※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長する(ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない)。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	出産前: 出産予定日を基準に前2か月 出産後: 出産日を基準に後8週の翌日が属する月末 ※育児休業要件にはつながりません。
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	最長で就学前まで
病 気 ・ 障 がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病 人 の 看 護 等	同居の親族(長期間入院等をしている場合も含む)を介護又は看護している場合	
災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	
虐 待 ・ DV	虐待やDVのおそれがある場合	
そ の 他	上記に類する状態にある場合	

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定不可となります。

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定不可となります。

※認定期間中は「常時」を常に満たす必要があります。例 毎月40時間程度の就労だが、ある月だけ64時間を超える一認定できない

# 無償化後にかかる費用（認定こども園の場合）

※クラス年齢(4月1日現在の年齢)で決まります。年度途中で3歳になっても年度中は0～2歳児の額です。

## かかる費用

①利用者負担  
(2号・1号は0円)

②延長保育・時間外保育(保育認定)  
②預かり保育料(教育標準時間認定)  
(保育認定を満たす方は11,300円/月まで補助)

③給食費  
(副食費は税額や子どもの数で減免あり)

④実費徴収  
上乗せ徴収

### 1 利用者負担（基本の利用料）

利用者負担額	0～2歳児	3～5歳児(教育標準時間認定の満3歳児を含む)
	従来どおり ※非課税世帯は0円化	0円/月 ※市民税所得割額等に関係なく全員がこの額

※あくまで「基本の保育料」が対象です。実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。  
※保育認定の2歳児は、3歳になっても年度中は「0～2歳児」の額です。  
※0歳児～2歳児については、市民税非課税世帯のみが無償化の対象です。

### 4 引き続き徴収

入園時	入園料、通園バッグ、園服等
毎月	行事費、教材費等 バス代、特別教育費等

※園により異なります

### 2 延長保育料・時間外保育料・預かり保育料

施設類型	保育認定(2号)	教育標準時間認定(1号)
延長保育料(時間外保育料)	認定区分ごとに利用実績に応じて園が徴収	
預かり保育料	保育認定の方は今までと変わりません!	園が定めた額(プラス保育枠の児童は450円×利用日数(上限11,300円))を園が徴収。ただし、施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている場合、次の数式で得た額が自己負担額となる。 「預かり保育料」-(450円×利用日数(上限11,300円/月)) ※0～2歳児で市民税非課税の方は上限16,300円 ※計算した結果、0円以下となった場合は、0円となります。 ※園を通して申請が必要です。
教育標準時間認定の方で就労している方は給付があります!	認定こども園の教育標準時間認定(いわゆる「1号認定」)利用者で、保育所等の利用基準を満たす就労等をしている場合(例:就労の場合は月64時間以上)、基本の保育料に加えて預かり保育(教育時間を超える時間の預かり)も「 <u>上限450円×利用日数/月まで</u> 」無償化されます。 ※満3歳児(4月1日時点の年齢が2歳だった児童)は、 <b>市民税非課税世帯のみ</b> が対象です。 ※年間開園日数200日未満又は開園時間8時間未満の幼稚園利用者のみ、認可外保育施設等の利用料も加えて計算することができます。	
例	自己負担額	
(例2-1) 預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった	3,000円(12,000円-(450円×20日))	
(例2-2) 預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった	0円(差し引いてマイナスとなる場合、その額まで)	
毎月の支払	プラス保育幼稚園の場合 上記以外の幼稚園等	上記の数式で算出された「自己負担額」のみを園に支払う方式になります。 いったん幼稚園等に預かり保育料を支払い、後から領収証等をもとに給付(キャッシュバック)する方式になります。

### 3 給食費(3～5歳児のみ)

これまで保育認定の保育料に含まれていた「副食費」について、無償化にあわせた国の制度改正により、「保育料と別に実費徴収するもの」とされました(3～5歳児のみ)。

「主食費(ごはん等)」と「副食費(おかず等)」について「園が定めた額」の実費徴収があります。「主食費」は減免制度がありません。

ただし、下表で「無料(0)」となる方は、「副食費」が無料となります。

※「対象施設」とは  
小学校・保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合

階層	定義	副食費(円)		多子世帯・母子世帯等への軽減		料金
		保育	教育	区分	条件	
1	生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・里親世帯			教育標準時間認定	小学校1～3年生の兄弟から数えて2人以上の児童が対象施設(小学校・保育所等含む)に入所する場合	上から3番目以降に該当する児童は無料
2	市民税非課税世帯	0	0	保育認定	同一世帯から2人以上の「就学前児童(0～5歳児)」が入所する場合 ※対象施設の入所児童で数える	
3	市民税均等割のみ課税世帯				※市民税所得割額が77,101円未満で次のいずれかに当てはまる場合	無料
4	市民税所得割額が57,700円未満				・母子(父子)世帯等	
5	市民税所得割額が57,700円以上77,101円未満		0		・在宅障がい児(者)のいる世帯 ・要保護者等	
6	市民税所得割額が77,101円以上		園が定めた額			

※副食費の計算方法は、別紙「副食費の計算例」を御確認ください。



# 給付を受けるための手続

「預かり保育の給付」を受けたい人のみ手続が必要です。  
※利用者負担(基本の保育料)は自動的に適用されます。

※保育認定の方は手続不要です(給付対象外)。教育標準時間認定(1号)で保育認定の基準を満たす就労等をしている方で、預かり保育を利用する場合は、次の手続が必要です。

## 1 認定申請

あらかじめ「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

申請児童  
1人につき1枚提出

証明書類は発行から  
3か月以内のものを提出

### 提出先

区分	提出先
幼稚園・認定こども園	各幼稚園等

兄弟で同時申請の場合  
勤務(内定)証明書など証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません

提出時点で証明書の日付が3か月以上経過  
勤務(内定)証明書など、再度会社から証明を受けましょう

期限 給付希望前月10日まで(4月は別途設定します)

### 必要書類

全員必要	<input type="checkbox"/> 申請書 DL可	<input type="checkbox"/> エントリーシート DL可
該当者のみ	夫婦関係調整調停中の別居の場合 (住所が別であることが必要)	<input type="checkbox"/> 調停中であることが分かるもの (裁判所発行)のコピー
0~2歳児で「新3号」希望者のみ	令和2年(2020年)1月1日に越谷市に住所がなかった方 さらさら(1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等) さらさら(1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等) さらさら(1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等) さらさら(1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等)	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書 (※税額控除の記載があるもの) ※4~8月認定は令和2年度のもの ※9~3月認定は令和3年度のもの
	国外に住所があった方	<input type="checkbox"/> 年間収入申告書 DL可

夫婦関係調整調停中等を除き、算定上、不在者を含めて考えます。また、新2号・新3号認定を希望する場合は、不在者の勤務(内定)証明書等も必要です。

「令和2年度」は令和元年中の所得です。  
○令和2年度課税(非課税)証明書  
→令和2年1月1日時点の住所地の役所で発行

扶養の範囲内の方も必ず提出してください  
※母が父を配偶者扶養控除の対象にしている→父母共に課税(非課税)証明書の提出が必要  
※世帯構成によっては、祖父母分の課税証明書等も必要となります。

### 証明書類

- プラス保育枠希望の場合  
65歳未満(R3.4.1時点)同居の祖父母分も提出してください。
- 上記以外  
祖父母分の提出は不要です。

### 保育の必要性を証明する書類【いずれか必須】

就労(予定)している方	<input type="checkbox"/> 勤務(内定)証明書(所定用紙) DL可 ※「就労証明書の標準的様式(国様式)」での提出も可能です	
さらさら	不規則勤務等シフトがある方 ・ 自営・在宅勤務の方 ・ 経営者が自身または親族の方 ・ 内職の方	<input type="checkbox"/> シフト表(直近3か月分)
	・ 自営業中心者の場合	<input type="checkbox"/> 就労状況(予定)申告書 DL可
	・ 自営業協力者の場合	<input type="checkbox"/> 受注表・請負契約書・営業許可証・開業届等(いずれかのコピー) <input type="checkbox"/> 最新分の確定申告書・源泉徴収票・給与明細書(いずれかのコピー)
求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書(活動していない場合は不要) DL可	
出産予定がある方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー)	
学校に在学中の方	<input type="checkbox"/> 在学証明書と時間割表	
看護・介護をしている方	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)	
病気の方	<input type="checkbox"/> 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)	
心身に障がいのある方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)	
その他	※上記に当てはまらない方。事前に子ども育成課にご相談ください。	

## 2 決定通知

市が認定を行い、可否を「施設等利用給付認定決定通知書」等で通知します。  
※審査に必要な場合、市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

## 3 給付

園によって異なります。

### こしがや「プラス保育」幼稚園

毎月、「自己負担額」のみ園に支払います。

### 上記以外の幼稚園

年数回、各幼稚園を通して「給付申請」を行います。  
審査後、保護者の口座に入金します。

### 問合せ

越谷市子ども家庭部子ども育成課  
電話 048-963-9167(直通)  
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

### 必要書類

- 請求書
  - 提供証明書(原本)
  - 領収証(原本)
- ※ファミリー・サポート・センターの場合は、提供会員が作成した「活動報告書兼領収書」

## 副食費（給食）の計算例

園で定めた副食費の額が「4,500円」の場合の例です。  
 ※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。

例1 世帯構成：父、母、子（5歳児・教育認定）、子（3歳児・教育認定）、祖父、祖母

<b>父</b>	収入 5,000,000円 税額 200,000円	<b>母</b>	収入 2,000,000円 税額 30,000円	<b>祖父</b>	収入 4,000,000円 税額 150,000円	<b>祖母</b>	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	------------------------------	----------	-----------------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに市民税額が発生しているため、合算して算出

200,000円（父の市民税額）+30,000円（母の市民税額）=230,000円 ⇒ **6階層**  
 副食費：5歳児（教育）・・・4,500円 3歳児（教育）・・・4,500円（2人目でも減免ありません）

例2 世帯構成：父、母、子（5歳児・教育認定）、子（3歳児・保育認定）、祖父、祖母

<b>父</b>	収入 800,000円 税額 0円	<b>母</b>	収入 400,000円 税額 0円	<b>祖父</b>	収入 2,500,000円 税額 60,000円	<b>祖母</b>	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	----------------------	----------	----------------------	-----------	-----------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに収入が93万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主宰者として算出。

60,000円（祖父の市民税額） ⇒ **5階層**  
 利用者負担：5歳児（教育）・・・0円 3歳児（保育）・・・4,500円

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

例3 世帯構成：父、母、子（5歳児・教育認定）、子（3歳児・教育認定）、祖父、祖母

<b>父</b>	収入 1,200,000円 税額 10,000円	<b>母</b>	収入 400,000円 税額 0円	<b>祖父</b>	収入 4,000,000円 税額 150,000円	<b>祖母</b>	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	-----------------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母のうち父の収入が93万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000円（父の市民税額） ⇒ **4階層**  
 利用者負担：5歳児（教育）・・・0円 3歳児（教育）・・・0円

※0～2歳児の「預かり保育料」の給付対象となる「市民税非課税世帯」の判断も、上記のとおり行っています。

### 「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書（税額控除の記載があるもの）を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」（主に会社員等の方が対象）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
	市民税	税額控除額⑤	
市民税	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
	税額控除前所得割額④		
県民税	税額控除額⑤		計算に使用しません
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		

←税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「所得割額⑥」欄に記載の金額が、副食費減免の算定における税額となります。

※これらの控除を受けている方は、「所得割額⑥」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、副食費減免の算定における税額となります。

「市民税・県民税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎（主に自営業等の方が対象）

	調整控除額(円)	配当控除額(円)	住宅借入金等特別税額控除額(円)	寄付金税額控除額 外国税額控除額等(円)	配当割額控除額・株式等 譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)	均等割額(円)
市民税							
県民税							

↑市民税の「配当控除額(円)」欄から「差引所得割額(円)」欄までを足し合わせた金額が、副食費減免の算定における税額となります。